

平成26年4月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成23年(行ウ)第30号 原爆症認定申請却下処分取消等請求事件

口頭弁論終結日 平成26年3月12日

判 決

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 被告は、原告に対し、30万円及びこれに対する平成23年12月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを10分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、300万円及びこれに対する平成23年12月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「被爆者援護法」という。）11条1項の認定（以下「原爆症認定」という。）の申請をした原告が、厚生労働大臣から、同申請を却下する旨の処分を受け、これを不服とする異議申立てに対しても同申立てを棄却する旨の決定を受けたことから、これらの処分及び決定が違法であるとして、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料等の損害賠償金300万円とこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまでの民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めている事案である。

- 1 前提となる事実等（証拠等により認定した事実はその証拠等を付記する。証

拠等の付記のない事実は当事者間に争いがない。）

(1) 被爆者援護法 1 条は、「この法律において『被爆者』とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいう。」と定め、その 1 号において「原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った者」を、2 号において「原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者」をそれぞれ掲げている。

被爆者援護法 10 条 1 項は、「厚生労働大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けていため現に医療を要する状態にある場合に限る。」と定め、11 条 1 項は、「前条第 1 項に規定する医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けなければならない。」と定め、24 条 1 項は、「都道府県知事は、第 11 条第 1 項の認定を受けた者であつて、当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに対し、医療特別手当を支給する。」と定め、25 条 1 項は、「都道府県知事は、第 11 条第 1 項の認定を受けた者に対し、特別手当を支給する。ただし、その者が医療特別手当の支給を受けている場合は、この限りでない。」と定めている。

被爆者援護法 11 条 2 項は、「厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等…で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。」と定め、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）9 条は、被爆者援護法 11 条 2 項の審議会等で政令で定めるものを「疾病・障害認定審査会とする。」と定めている。

(2) 原告は、昭和 17 年 1 月 2 日生まれの男性であり、被爆者健康手帳の交付を

受けた被爆者援護法 1 条に規定する被爆者である。原告が被爆者健康手帳の交付を受けた年月日は、昭和 46 年 10 月 7 日である（乙 C 5 の 1, 2）。

(3) 疾病・障害認定審査会の原子爆弾被爆者医療分科会（以下「分科会」という。）は、平成 20 年 3 月 17 日、原爆症認定に係る審査の目安として、「新しい審査の方針」を策定した（乙 A 1 の 1）。

(4) 原告は、平成 20 年 3 月 31 日付で、厚生労働大臣に対し、頸部腫瘍、前立腺がん、白内障、緑内障及び高血圧を申請疾病とする原爆症認定の申請（以下「本件申請」という。）をした。

厚生労働大臣は、平成 22 年 1 月 15 日付で、疾病・障害認定審査会長に対し、本件申請に係る諮問を行った（乙 C 10）。疾病・障害認定審査会長は、分科会での審査の結果、本件申請に係るいずれの疾病についても放射線起因性が認められないとして、同月 18 日付で、厚生労働大臣に対し、本件申請を却下すべき旨の答申をした（乙 C 12）。厚生労働大臣は、これを受けて、同年 2 月 23 日付で、原告に対し、本件申請を却下する旨の処分（以下「本件却下処分」という。）をした。

原告は、本件却下処分を不服として、平成 22 年 3 月 8 日付で、厚生労働大臣に対し、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）をした。

厚生労働大臣は、平成 23 年 2 月 17 日付で、疾病・障害認定審査会長に対し、本件異議申立てに係る諮問を行った（乙 C 13）。疾病・障害認定審査会長は、分科会での審査の結果、本件申請に係るいずれの疾病についても放射線起因性が認められないとして、同年 3 月 28 日付で、厚生労働大臣に対し、本件異議申立てを棄却すべき旨の答申をした（乙 C 15）。厚生労働大臣は、これを受けて、同年 5 月 13 日付で、原告に対し、本件異議申立てを棄却する旨の決定（以下「本件棄却決定」という。）をした。

(5) 原告は、平成 23 年 11 月 9 日、本件却下処分の取消しと前記第 1 の金員の支払を求める本件訴えを提起した。本件訴状は、同年 12 月 14 日、被告に送達さ

れた（顕著な事実）。

厚生労働大臣は、平成24年2月10日付で、原告に対し、本件却下処分のうち前立腺がんに係る部分を取り消し、認定疾病名を前立腺がんとする原爆症認定（以下「本件原爆症認定」という。）をした（乙C6、弁論の全趣旨）。

原告は、本件訴えのうち、本件却下処分のうちの前立腺がん、白内障、緑内障及び高血圧に係る部分の取消しを求める部分を取り下げた。

（6）原告は、平成24年3月6日付で、厚生労働大臣に対し、左総頸動脈狭窄症を申請疾病とする原爆症認定の申請をした。

厚生労働大臣は、平成24年12月14日付で、原告に対し、上記申請を却下する旨の処分をした。

原告は、平成25年2月12日、本件訴えに上記却下処分の取消しを求める請求を追加する旨の民訴法143条1項に基づく訴えの変更の申立てをし、その後、本件訴えのうち本件却下処分のうちの頸部腫瘍に係る部分の取消しを求める部分を取り下げた。

厚生労働大臣は、その後、上記却下処分を撤回し、平成26年1月20日付で、原告に対し、認定疾病名を原発不明がん（頸部腫瘍）とする原爆症認定をした（乙C19、弁論の全趣旨）。

原告は、本件訴えのうち、上記却下処分の取消しを求める部分を取り下げた。

2 争点及び当事者の主張

（1）本件却下処分及び本件棄却決定についての国家賠償責任の有無

（原告の主張）

原告は、長崎市への原爆投下より約100時間以内に爆心地から約2km以内に入市した者であり、この事実を証明する証明書（以下「入市証明書」という。）が本件申請に係る審査資料一式の中に含まれていたから、「新しい審査の方針」によれば、本件申請に係る疾病のうち前立腺がんについては、当然に原爆症認定がされるべきであった。したがって、本件申請を受けた厚生労働大臣としては、速やかに前

立腺がんに係る原爆症認定をし、また、本件申請を却下すべき旨の疾病・障害認定審査会長の答申に対しては、同審査会の誤った判断を是正するため、自ら必要な調査をし、再度同審査会の意見を聴取するなどの措置を講ずべき職務上の注意義務があつたというべきである。しかるに、厚生労働大臣は、この職務上の注意義務に違反し、申請から却下に至るまでいたずらに長期間を費やしたばかりか、上記の措置を講ずることなく漫然と上記答申に従い、前立腺がんについて本件却下処分をし、更に本件棄却決定をした。これは、厚生労働大臣が、職務を行うについて、故意又は過失によって行った違法行為であるから、被告は、原告の被った損害を賠償する責任がある。

(被告の主張)

疾病・障害認定審査会において入市証明書が考慮の対象から漏れていた可能性は否定できない。しかしながら、厚生労働大臣が本件申請から本件却下処分までに要した期間は694日であり、本件異議申立てから本件棄却決定までに要した期間は434日である。原爆症認定申請件数は、平成18年度は1325件、平成19年度は1601件であったが、平成20年度は8580件と通常年度の5倍ないし6倍にも上ったことに加え、平成21年度も3964件と激増した。この申請件数の激増ぶりをも考慮すれば、処分に期間を要したことをもって、国家賠償法上違法であるとまではいえない。

(2) 原告の損害

(原告の主張)

ア 慰謝料 200万円

原告は、父及び2人の兄を一度に亡くすという過酷な被爆以降、自らも60年以上にわたり心身の不調に悩まされ続け、高齢を迎える中で前立腺がんを発症して医療を要することから、原爆症認定の申請を行った。そして、厚生労働大臣により原爆症認定がされ、必要な給付を早急に受けられるはずであったにもかかわらず、長年の間放置された上に、逆に厚生労働大臣により違法な却下処分を受けたことで、

原告は、甚大な精神的苦痛を受けた。これを慰謝するには、200万円をもってするのが相当である。

イ 弁護士費用 100万円

原告は、当然原爆症認定がされるべきであった前立腺がんに係る本件申請を違法にも却下されたため、当該却下処分の取消し及び国家賠償請求という本件訴えの提起を余儀なくされた。本件事案が一般事件と比べ特殊かつ複雑であることを考慮すれば、原告が原告訴訟代理人らに支払うことを約した着手金・報酬のうち100万円は被告が負担すべきである。

(被告の主張)

ア 慰謝料について

原告の慰謝料の主張は、早急に受けられたはずの給付が遅れたことや認定されるべきであるのにされなかつたことの悔しさといった感情が保護法益になることを前提とする主張である。しかし、そのような感情は、一般に行政庁にある給付申請をした者が却下処分を受けた場合に受けるものと異なるものではないし、認定を受けて給付を受けることによりほぼ解消されるものであるから、法的に保護すべき利益であるとはいえない。また、原告は、本件原爆症認定に伴い、岡山県知事から、本件申請の日の属する月の翌月である平成20年4月分に遡って、合計891万0320円（平成25年8月分まで）の医療特別手当の支給を受けており、本件却下処分及び本件棄却決定による原告の財産的損害は既に補填されているといえる。したがって、原告に国家賠償法上の損害があるとはいえない。

イ 弁護士費用について

原告は、前立腺がん以外の申請疾病も含む本件却下処分の取消しを求めて本件訴えを提起しているから、前立腺がんの認定にかかわらず、弁護士費用が発生したことは明らかである。したがって、原告の主張は理由がない。

第3 当裁判所の判断

1 前記前提となる事実等のほか、証拠（各付記のもの）及び弁論の全趣旨によ

れば、次の事実（顕著な事実を含む。）が認められる。

(1) 原告は、昭和20年8月9日、長崎市に原子爆弾が投下された当日、原子爆弾投下後に、同市駒場町に入市した。

施行令1条2項は、被爆者援護法1条2号の政令で定める期間を「広島市に投下された原子爆弾については昭和20年8月20日までとし、長崎市に投下された原子爆弾については同年同月23日までとする。」と定め、施行令1条3項は、被爆者援護法1条2号の政令で定める区域を「原子爆弾が投下された当時の別表第2に掲げる区域とする。」と定め、施行令別表第2は、長崎市のうち「駒場町」を掲げていることから、原告は、被爆者援護法1条2号の被爆者に該当する。

(2) 原告は、平成20年1月28日に岡山中央病院で行われた前立腺生検の結果、前立腺がんと診断され、同年2月27日、同病院において根治的前立腺全摘術を受けた（甲8の2、甲8の4、乙C1）。

(3) 分科会が平成20年3月17日に策定した「新しい審査の方針」によれば、被爆地点が爆心地より約3.5km以内である者、原爆投下より約100時間以内に爆心地から約2km以内に入市した者等から、放射線起因性が推認される悪性腫瘍等の疾病についての申請がある場合については、格段に反対すべき事由がない限り、当該申請疾病と被曝した放射線との関係を積極的に認定するものとし、この場合、認定の判断に当たっては、積極的に認定を行うため、申請者から可能な限り客観的な資料を求ることとするが、客観的な資料がない場合にも、申請書の記載内容の整合性やこれまでの認定例を参考にしつつ判断するとされている（乙A1の1）。

「新しい審査の方針」は、平成21年6月22日に改正され、放射線起因性を積極的に認定する範囲の疾病として、放射線起因性が認められる甲状腺機能低下症及び慢性肝炎・肝硬変が追加された（乙A1の2）。

(4) 原告は、「新しい審査の方針」が放射線起因性を積極的に認定する範囲の者と定める、原爆投下より約100時間以内に爆心地から約2km以内に入市した者に該当する。

この事実を証明する入市証明書が、原告の岡山県知事に対する昭和46年8月31日付けの被爆者健康手帳交付申請の時に申請書の添付書面として提出されており、平成20年3月31日付けの本件申請に係る審査資料一式の中にも含まれていた（乙C1）。この入市証明書は、長崎市に原子爆弾が投下された当日、同市駒場町所在の工場に勤務していた父及び兄2名の安否確認のため、原告がその兄妹と共に母に連れられて同所を訪れた際（甲3），居合させた2名の者が、その後、昭和46年8月付けで作成したものであり、原告の上記入市の事実が記載されている（甲2の3、甲2の4）。

(5) 疾病・障害認定審査会長が厚生労働大臣に対し平成22年1月18日付けでした本件申請を却下すべき旨の答申は、分科会の判断に基づくものであり、その判断は、要旨次のとおりであった（乙C12）。

申請書等により原告の被爆状況及び申請疾病の状況を検討し、「新しい審査の方針」に定める積極的に認定する範囲でないことを確認し、原告に係る被曝線量、既往症、環境因子、生活歴等をこれまでに得られている医学的知見や経験則等に照らし、総合的に勘案してその起因性を総合的に審査した結果、原告に係る申請疾病は原子爆弾の放射線との起因性がないものと考える。原告の治癒能力についても、これまでに得られている医学的知見等に照らし、慎重に検討したが、原子爆弾の放射線の影響はないものと考える。

その後の平成23年3月28日付けの本件異議申立てを棄却すべき旨の答申も、上記と同様の分科会の判断に基づくものであった（乙C15）。

(6) 被告は、平成23年12月14日、本件訴状の送達を受けるとともに、同月27日、原告提出の書証の写しを受領したが、その書証の写しの中には、上記(4)の入市証明書の写しが含まれていた。

本件訴状及び上記書証の写しを受領した被告が、岡山県に対し、原告の被爆状況等について確認したところ、岡山県からの回答により、原告から岡山県に対し、平成23年12月22日付けで被爆者健康手帳記載事項変更願が提出され、これに伴

い、原告の被爆者健康手帳中の被爆状況の記載が、「長崎県西彼杵郡長与村吉無田郷 爆心地から5.0キロメートル」から「8／9 長崎市駒場町 入市」に変更された事実が明らかとなった（乙C5の1、乙C5の2）。

このようにして原告の入市の事実が確認されたことから、厚生労働大臣において、本件申請に係る各疾病につき改めて検討した結果、各申請疾病のうち前立腺がんについては「新しい審査の方針」の積極的に認定する範囲内に該当するとの結論に至った。そこで、厚生労働大臣は、平成24年2月10日付で、原告に対し、本件却下処分のうち前立腺がんに係る部分を取り消し、本件原爆症認定をした。

2 争点(1)（本件却下処分及び本件棄却決定についての国家賠償責任の有無）について

国家賠償法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定するものである（最高裁平成13年（行ツ）第82号、第83号、同年（行ヒ）第76号、第77号同17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087頁等参照）。そして、申請に対する処分を行う権限を付与された行政庁は、申請者等から提出された証拠資料を十分に精査し、その証拠価値を真摯に評価して処分を行うべき職務上の法的義務を当該申請者である個別の国民に対して負担しているものというべきであるから、当該行政庁が、このような職務上の法的義務に違背し、証拠資料を十分に精査せず、又はその証拠価値を真摯に評価しないで、申請を拒否する処分を行った場合において、どのような義務違背がなければ異なる処分が行われていた相当程度の可能性があったものと認められるときは、上記拒否処分を行った当該行政庁の行為は、国家賠償法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けるものというべきである。

これを本件についてみると、前記認定のとおりの本件申請から本件却下処分及び本件棄却決定に至るまでの経緯、その後の本件訴えの提起から本件原爆症認定に至るまでの経緯等に照らせば、厚生労働大臣は、本件申請に係る審査資料一式の中に

入市証明書が含まれていることを見落とし、原告の被爆者健康手帳中の被爆状況の記載を軽信して、原告が「新しい審査の方針」に定める放射線起因性を積極的に認定する範囲の者に該当しないと判断し、本件却下処分及び本件棄却決定をしたものと推認することができ、このような見落としがなければ、少なくとも前立腺がんについては、原爆症認定が行われていた相当程度の可能性があったものと認めることができる。したがって、本件却下処分及び本件棄却決定をした厚生労働大臣の行為は、本件申請に係る証拠資料を十分に精査すべき職務上の法的義務に違背したものとして、国家賠償法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けるものというべきである。

そして、上記経緯等に照らせば、上記義務違背につき厚生労働大臣に過失があることも明らかであるから、被告には、同大臣の上記行為によって原告が被った損害を賠償すべき責任があるというべきである。

3 争点(2) (原告の損害)について

(1) 慰謝料について

前記2に説示したところによれば、原告は、本件申請に係る証拠資料につき十分な精査を受け、その証拠価値を真摯に評価された上で処分を受けるべき法的利息を有していたが、これを厚生労働大臣の前記過失ある違法行為によって侵害され、本来であれば少なくとも前立腺がんにつき原爆症認定を受けられたはずのところを本件却下処分及び本件棄却決定を受けることになったものということができる。これにより原告が精神的苦痛を被ったであろうことは容易に推認されるところであり、この精神的損害は、被告の責任において賠償されるべきである。

そして、前記事実関係によれば、本件申請から本件原爆症認定までに1411日を費やしているが、被告が入市証明書の写しを含む原告提出の書証の写しを受領した後は45日で本件原爆症認定に至っていることからすると、厚生労働大臣の前記義務違背がなければ、原告はより早期の段階で前立腺がんに係る原爆症認定を受けられたであろうと推認される反面、本件原爆症認定がされたことによって原告の被

った精神的損害は相当程度回復されたものとも考えられるところであり、これらの事情のほか諸般の事情を総合勘案すると、原告に対して支払われるべき慰謝料は、20万円が相当である。

(2) 弁護士費用について

前記事実関係によれば、原告は、厚生労働大臣の前記過失ある違法行為により、本件却下処分のうち前立腺がんに係る部分の取消請求を含む訴訟の追行を原告訴訟代理人らに委任することを余儀なくされたものということができ、その弁護士費用のうち上記過失ある違法行為と相当因果関係のある部分については、被告の責任において賠償されるべきである。

そして、本事案の難易、本件却下処分のうち前立腺がんに係る部分の取消しの訴えが比較的早期に実質的な勝訴で決着したことなど諸般の事情を総合勘案すると、原告に対して支払われるべき弁護士費用は、10万円が相当である。

4 以上によれば、原告の請求は、被告に対し30万円及びこれに対する訴状送達日の翌日である平成23年12月15日から支払済みまでの民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却することとし、仮執行宣言は相当でないから付さないこととして、主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 古田孝夫

裁判官 大濱寿美

裁判官木村真琴は、転補につき署名押印することができない。

裁判長裁判官 古 田 孝 夫

